

就学援助費のお知らせ

西東京市教育委員会 教育部 学務課

ご入学、ご進級おめでとうございます。

西東京市では、市内にお住まいの国公立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、経済的な理由により教育費の支払いにお困りの方を対象に、学用品費や学校給食費などの教育費の一部を援助する「就学援助」という制度があります。申請は年度ごとに必要となりますので、ご希望の方は添付書類をご用意の上、申請してください。

1 対象者：どういう人が受けられるの？

以下のいずれかの要件に該当する方

- 令和6年4月以降に生活保護が廃止または停止となった
- 児童扶養手当を受給している
- 家族全員の市民税が非課税
- 東日本大震災・大規模災害等で被災し、避難している
- 令和6年4月以降に火災、水害等により著しく被害を受けた
- 令和5年1月～12月の家族全員の収入額の合計が、教育長の定めた認定基準を下回る
- 失業、退職、休業等により家計が急変し就学が困難と認められ、令和6年の収入見込み額が、教育長の定めた認定基準を下回る

※ 西東京市に住所があり、国公立小中学校に在籍する児童・生徒がいる家庭に限ります。

※ **生活保護を受給中の方は申請方法が異なります。詳しくは学務課学務係までご連絡ください。**

<教育長の定めた認定基準>

人数	家族構成（例） （年齢は令和5年12月末日現在）	家族全員の収入額の合計	
		持家の場合	借家の場合
2人	親(20～40歳) 子(8歳【小2】)	約310万5千円以下	約410万6千円以下
3人	親(20～40歳) 親(20～40歳) 子(8歳【小2】)	約347万4千円以下	約455万6千円以下
4人	親(41～59歳) 親(41～59歳) 子(12歳【小6】) 子(13歳【中1】)	約439万2千円以下	約554万円以下
5人	親(20～40歳) 親(20～40歳) 子(8歳【小2】) 子(11歳【小5】) 子(14歳【中2】)	約487万円以下	約608万2千円以下

※ 認定基準は、平成30年4月1日現在の生活保護基準額表から算出した需要額の1.5倍未満です。

※ 確定申告の方は、国税庁「令和5年分 簡易給与所得表」に基づき所得額を収入額に換算します。

※ **上の表はあくまでも家族構成の一例を示したものです。人数が同じでも、家族構成や年齢、家賃額などが異なりますと認定基準となる収入額が異なります。上に記載の収入額を参考の上、希望する場合は申請してください。**

※ パート、内職、年金、生命保険、配当、雇用保険、仕送り、親戚や知人からの援助、児童手当、児童扶養手当、児童育成手当など、令和5年1月～12月に得た全ての収入の合計額を家族全員の収入額とします。

2 申請受付窓口・期間（郵送での受付はできません）

- ◆持ち物◆ ①「令和6年度 就学援助費申請書」 ②通帳またはキャッシュカード（申請書に記入した口座）
③添付書類（4ページ「7 申請時に必要な書類」参照）

受付窓口	受付期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
田無第二庁舎3階 学務課窓口	令和6年4月8日(月)～5月31日(金)	午前8時30分 ～ 午後5時
保谷東分庁舎地下1階 会議室2	① 令和6年4月15日(月)～4月19日(金) ② 令和6年5月14日(火)～5月16日(木)	

注意

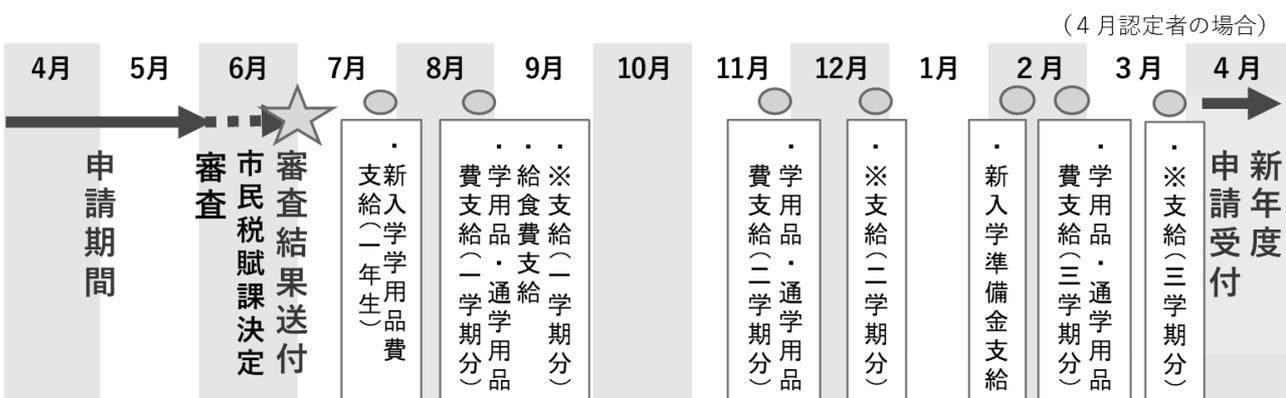
※窓口の混雑を避けるため、新年度の申請受付期間を1か月延長し、5月31日までとします。
6月1日以降は年度途中の受付となり、受給できなくなる費目（認定日前までの給食費、新入学学用品費等）がありますので、申請忘れのないよう十分ご注意ください。

3 注意事項

- ◆添付書類が不足している場合は受付できません。
- ◆申請しても収入等の審査により認定されない場合があります。
- ◆審査は年度ごとに行います。前年度に認定となっていた方も再度申請が必要です。
(生活保護を受給中で、すでに申請済みの場合は年度ごとの申請は不要です。)
- ◆郵送での申請は受付できません。
- ◆学童クラブの育成料の減免を希望される方は、減免申請期間内に、田無第二庁舎2階 児童青少年課にて手続きしてください。
- ◆申請後に、口座名義等の変更が生じた場合はお手続きが必要です。学務課学務係までご連絡ください。
- ◆就学援助費の認定後に以下の理由により受給資格を喪失した場合は、認定が取消しとなります。
時点を遡って支給が停止となりますので、必ず学務課学務係までご連絡ください。
認定取消日以降の就学援助費は、支給済であっても返還していただく場合があります。
 - ①児童扶養手当の支給が停止した、児童扶養手当の受給資格を喪失した。
 - ②婚姻・転居などにより、同居する家族が増えた。(出生を除く)
 - ③生活保護の受給を開始した。
- ◆以下に該当する方で、令和5年1月～12月の所得の申告がお済みでない場合は、必ず事前のお手続きをお願いします。(令和5年分の所得税の確定申告、令和6年度 市民税・都民税申告)
 - ①自営業の方 ②収入がなかった方 ③勤務先から給与支払報告書が市へ送られていない方 等
 - ⇒詳しくは、田無庁舎4階 市民税課へお問い合わせください。

4 今後の流れ

- ◆4・5月に申請された方 → 7月上旬に審査結果を通知します。(6月28日発送予定)
- ◆6月以降に申請された方 → 申請日の属する月の翌月中旬に審査結果を通知します。



※支給費目は、上記の他に副教材費、校外活動費(宿泊あり、なし)、修学旅行費等があります。
詳しくは3ページ「5 主な援助内容」をご確認ください。

7 申請時に必要な書類（コピーの提出も可能です。）

◆コピーを提出される場合は、申請前にあらかじめご用意ください。

◆提出された書類は、審査結果に関わらずお返しできません。

1 次のア・イのいずれかに該当する方（右欄の書類のみをご提出ください。下記2の書類は提出不要です。）

ア	ひとり親家庭などで 児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書（令和5年度）（黄緑色） （A4に開いておもて面をコピーしてください。）
イ	令和6年4月1日以降に 生活保護が廃止または停止になった方	福祉事務所が発行する生活保護停止（廃止）証明書

2 上記1に該当しない方（下表A～Cのうち、該当する書類“全て”をご提出ください。）

※18歳以上（学生を除く）の家族全員分の添付書類が必要です。

A 確定申告をした方 (1)～(3)のいずれか1つのコピーをご提出ください。		
(1) 令和5年分の所得税の確定申告書（控）		
(2) 令和6年度 市民税・都民税申告書（控）		
(3) 電子申告をした際の「税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果（受信通知）を出力したもの」と「令和5年分の所得税の申告内容確認票（第一表）」などの氏名、所得金額、確定申告済みであることが確認できる書類		
※確定申告の申告内容に含まれない収入がある場合は、 下表Bのうち該当する書類もあわせてご提出ください。		
B 確定申告をしていない方 ①～⑤のうち、該当する書類全てのコピーをご提出ください。		
①	給与収入（パート・アルバイトを含む）がある方	「令和5年分源泉徴収票」
②	年金収入がある方	「年金振込通知書」などの受給者氏名・金額が確認できる書類 （※通帳のコピー可）
③	失業、退職、休業等により、家計が急変した方 （(1)～(3)の、いずれかひとつ） ※産休・育休による休業等を除く。 （令和5年中の収入に関する書類をご提出ください）	(1) 令和5年1月以降に退職し、申請日現在失業中であり 雇用保険を受給している方 ⇒「雇用保険受給資格者証」または「退職証明書」 (2) 令和5年1月以降に退職し、申請日現在失業中であり 雇用保険を受給していない方 ⇒会社や団体等が発行した退職証明書などの氏名、 退職年月日が証明できる書類 (3) 令和6年1月以降に、家計が急変した方 ⇒直近3か月分の、家計が急変したことが確認できる書類 （給与明細書、売上と経費が確認できる書類など）
④	生命保険・配当・仕送り・親戚知人からの援助 などがある方	令和5年1月～12月に得た全ての金額が確認できる書類 （振込通知書、通帳のコピーなど）
⑤	令和5年1月以降に転入した方	転入前の自治体から令和5年1月～12月に支給された 児童手当などの金額が確認できる書類（※通帳のコピー可）
C 賃貸住宅にお住まいの方 (1)～(3)のいずれか1つのコピーをご提出ください。		
(1) 都営住宅にお住まいの方 ⇒「令和5年度収入認定通知書兼使用料決定通知書」または「令和5年12月分 住宅使用料等領収書」など ※上記の書類がない場合は、東京都住宅供給公社窓口センターで証明書の発行を受けてください。		
(2) その他の賃貸住宅にお住まいの方 ⇒「賃貸借契約書」など ※ 令和5年12月分 の家賃額（共益費・雑費を除く）・建物名・氏名が確認できる書類		
(3) 令和5年12月以降に転入または転居した方 ⇒「賃貸借契約書」など ※ 申請日現在 の家賃額（共益費・雑費を除く）・建物名・氏名が確認できる書類		

<注> 住民票上は別世帯であっても、単身赴任中の保護者や申請者と同居している方は審査の対象になります。

申請書の「その他の家族氏名」欄に漏れなくご記入ください。

（例）海外赴任中の父母、同居している祖父母など

※以下の場合、申請前に下記担当へご連絡ください。申請に必要な書類等について、ご案内します。

(1) 別居の配偶者がおり、金銭援助を受けていない場合

(2) 同一の敷地に居住する親族等がいるが、光熱費等の契約を別に行っている場合（二世帯住宅、離れなど）

(3) 住民票の住所と実態が異なる場合

お問い合わせ 西東京市教育委員会 教育部 学務課 学務係(田無第二庁舎3階)
電話 042-420-2824 (直通)
電子メール gakumu@city.nishitokyo.lg.jp